

市民協働モデル事業

「水上オートバイの マナー向上啓発事業」 実行委員会

令和 6 年度活動報告会

活動について

▶ 事業実施期間

2022年4月から2025年3月（3年間）

▶ 主な活動内容

- ・利用者へのマナーやルールの指導
- ・海難事故などの救助サポート
- ・海上で発見した危険行為の**直接指導**
- ・市、海上保安部、警察などの関係機関と連携した
合同パトロールの実施

実態

- ▶ 久里浜港では、水上オートバイなどによる、フェリーの航行や漁業活動への支障、船舶同士の接触事故、海岸利用者とのトラブル防止のため、2003年に関係者間の話し合いのもと、ルールが策定された

2022/8

平成 15 年（2003 年）に水上オートバイなどのプレジャーボートによるフェリー等の運航や漁業への支障、船舶同士の接触事故、海岸利用者とのトラブルの解消のため、地元町内会、漁業関係者、フェリー運航者、港湾事業者、水上オートバイの愛好者団体、警察、海上保安庁、町内会、横須賀市などが話し合い、久里浜港内における水上バイクの利用ルールを裏面のとおり策定しています。

利用者の皆さんがお互いに安全で快適に利用できるよう、ルールに沿った利用をお願いします。

久里浜港について

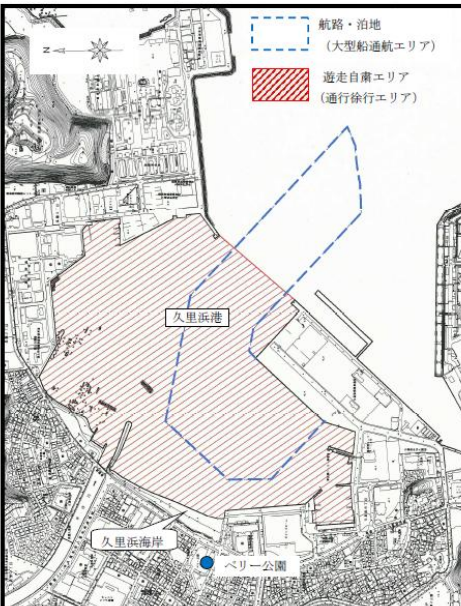
- ・貨物船の入出港のほか、金谷港（千葉）へのフェリー、伊豆大島とのジェット船、父島（小笠原諸島）への貨客船の各種航路があり、多くの船舶の出入りが頻繁にあります。
- ・アジ、タコ、ワカメなどの漁業が盛んです。
- ・海の水をきれいしたり、海の生き物を守るアマモ（海藻）が生えています。

久里浜港における航行のお願い



水上オートバイ・プレジャーボート等ユーザーのみなさんへ

2022/8



- ・左図を参考に、安全な航行に留意し久里浜港を通過してください。
- ・危険防止のため、港内では徐行してください。
- ・特に海浜利用者がいる近隣を走行する場合は、最徐行してください。
- ・徐行航行時は、定置網、いけす、漁船、フェリー等の船舶には近づかないで下さい。
- ・酒酔い操縦や危険な操縦等は『小型船舶操縦者法』により処分の対象になります。
- ・地元住民・施設、海・浜・港の利用者に迷惑のかわらない通行をしてください。
- ・海浜への車の乗り入れは出来ません。
- ・港内で複数の船舶を使用してレース等のイベントを行う場合には、海上保安庁（港長）の許可が必要です。

- ・横須賀市建設部港湾管理課
- ・横須賀海上保安部

実態

- ▶ ルールは設けられているものの、マナーを守らない利用者もあり、危険な暴走行為や騒音などの問題も発生している



海岸で遊ぶ子どもたちのすぐ近くで
危険な暴走行為も・・・

ジェットスキーオフィシャルクラブの役割

- ▶ 横須賀市は船舶等を所有していないため、活動は陸上のみとなり、陸上からの呼びかけだけでは対応に限度がある
- ▶ オフィシャルクラブ（愛好家団体）のメンバーによる海上での**直接指導**によって、より効果の高い活動が可能



▲ 専用のビブスを身に着け、海上パトロールをするメンバー

令和6年度（2024年度）の活動実績①

～通年パトロール～

- ▶ 4月から9月にかけて土休日を中心に計23回パトロールを実施
- ▶ 1回につき4～5台の水上バイクで、マナーの声掛け・監視
- ▶ エリアは久里浜を起点に秋谷・三浦・猿島方面など、三浦半島一帯に出動



愛好団体によるパトロールの様子

令和6年度（2024年度）の活動実績② ～合同パトロール～

- ▶ 海岸などの利用が増える夏季に1回、横須賀海上保安部、横須賀南警察署、横浜水上警察と連携して合同パトロールを実施
- ▶ 通常の安全指導に加え、海岸の安全な利用の呼びかけなどを行う



2025年7月28日（日）実施した久里浜海岸合同パトロールの様子

活動最終年度を終えて

- ▶ 水上オートバイのマナーに関して横須賀市港湾部に寄せられた苦情は、令和5年度から **0件**である
- ▶ 活動の成果が具体的に現れていることから、団体とは市民協働期間終了後も協力関係を継続することとし、協定を改めて締結した。